



著作隣接権

訂正情報

とくになし。

フォローアップ

法改正

とくになし。

判例

とくになし。

補足情報（付加説明，参考文献紹介）

1 著作隣接権制度の仕組み

（170 頁）

◇TPP 協定における知的財産条項と著作隣接権制度

日本は、2016年2月、アメリカを含む他の11ヶ国とともに環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）に署名した（ただし、現在のところ未発効）。これを受けて、日本は現在、同協定の国会承認および国内実施法の成立に向けた準備を進めている。

TPP協定には、締約国が遵守すべき知的財産条項が含まれている（同協定第18章）。その中に、著作隣接権に関する条項がある。

（1）レコードの二次使用に対する報酬請求権の付与

第 18・62 条 関連する権利

3(a) 各締約国は、実演家及びレコード製作者に対し、その実演又はレコードについて有線又は無線の方法により放送し、又は公衆への伝達を行うこと（注 1、注 2）並びに公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において使用が可能となるような状態に当該実演又はレコードを置くことを許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。

注 1 締約国は、放送及び公衆への伝達について、WIPO 実演・レコード条約第 15 条(1)及び(4)の規定の適用によって義務を履行し、並びに同条(2)の規定を適用することができる。ただし、第 18・8 条（内国民待遇）の規定に基づく当該締約国の義務に適合する方法によって行われることを条件とする。

注 2 この 3 の規定に基づく義務には、レコードに固定された音又は音を表すものであって、映画その他の視聴覚的な著作物組み込まれたものの有線又は無線の方法による放送又は無線の方法による放送又は公衆への伝達を含まない。

TPP 協定 18・62 条 3 項(a)は、各締約国に対し、実演又はレコードの放送及び公衆への伝達につき、実演家及びレコード製作者に排他的権利を付与することを義務づけるものである。

この点、日本の著作権法は、実演家に対して、〈生実演〉の放送及び有線放送（公衆への伝達行為の一種）に係る排他的権利を付与している（著作権法 92 条 1 項の放送権、有線放送権）。しかし、〈実演を録音したレコード〉に関しては、当該録音が実演家の許諾を得て行われたものである場合には、その放送又は有線放送行為に対する当該実演家の放送権、有線放送権の適用を除外している（同 92 条 2 項 2 号イ）。一方、レコード製作者に対しては、〈レコード〉の放送又は公衆への伝達に係る排他的権利（e.g. 放送権、有線放送権など）を認めていない（本書 173 頁，187～189 頁参照）。そのため、〈レコード〉の放送及び公衆への伝達に関する実演家及びレコード製作者への排他的権利の付与という観点からみると、日本の現行法が上記の義務を履行できているとは言いがたい面がある。

もっとも、TPP 協定 18・62 条 3 項(a)には、当該義務の履行に関して注が付されている。その注 1 によれば、締約国は、実演又はレコードの放送及び公衆への伝達に関して、WIPO 実演・レコード条約（WPPT）15 条(1)及び(4)の規定に基づいて、実演家及びレコード製作者に報酬請求権を付与することでも当該義務を履行することが可能とされる。この点、日本の著作権法は、放送事業者等が〈レコード〉のうち CD 等の〈商業用レコード〉を用いて放送又は有線放送を行う場合については、実演家及びレコード製作者に二次使用料請求権を付与しており、上記の義務を一部履行しているといえる（著作権法 95 条 1 項，97 条 1 項。本書 173 頁・183 頁・189 頁）。

問題は、WPPT15 条(1)及び(4)の規定が、〈商業用レコード〉のみならず、〈公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコード〉——例えば、CD 等を介さずインターネット等から直接配信される音源——を用いて放送又は

公衆への伝達を行う場合にも、実演家及びレコード製作者に対し報酬請求権を付与することを求めている点である。日本の現行法には、この点に対応する規定がない（本書 170 頁 [図 1] ⑤参照）。WPPT は、締約国に対しこの義務の履行について留保を認めていたが、TPP 協定はそのような留保を認めていない。

そこで、内閣官房は、TPP 協定の実施にあたり、実演家及びレコード製作者に対して、配信音源の二次使用に係る使用料請求権を新たに付与する法改正を提案している。



出典：内閣官房「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要」（2016年3月）4頁

具体的な改正案としては、次のようなものを提示している（内閣官房「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」（2016年3月））。なお、本改正案の施行期日は、TPP 協定が日本について効力を生ずる日とされている。

現行法	改正案
<p>第 95 条（商業用レコードの二次使用）</p> <p>1 放送事業者及び有線放送事業者……は、第 91 条第 1 項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。）には、当該実演……に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。</p>	<p>第 95 条（商業用レコードの二次使用）</p> <p>1 放送事業者及び有線放送事業者……は、第 91 条第 1 項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコード（<u>送信可能化されたレコードを含む。第 97 条第 1 項及び第 3 項において同じ。</u>）を用いた放送又は有線放送を行つた場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。）には、当該実演……に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。</p>

(2) 実演及びレコードの保護期間

第 18・63 条 著作権及び関連する権利の保護期間

各締約国は、著作物、実演又はレコードの保護期間を計算する場合について、次のことを定める。

(b) 自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、保護期間は、次のいずれかの期間とすること。

(i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表（注）の年の終わりから少なくとも 70 年

注：この (b) の規定の適用上、締約国の法令が期間の計算について権利者の許諾を得た最初の公表の時からではなく固定の時から行う旨を定める場合には、当該締約国は、引き続き固定の時から期間を計算することができる。

(ii) 当該著作物、実演又はレコードの創作から 25 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも 70 年

TPP 協定 18・63 条(b)は、実演及びレコードの保護期間に関する協定上の義務を定めた条項である。

この点、日本の著作権法では、実演の保護は、実演を行った年の翌年から起算して 50 年が経過した時に満了し（著作権法 101 条 2 項 1 号）、レコードの保護は、レコードを発行した年の翌年から起算して 50 年が経過した時に満了する（同 2 号）。そのため、上記の義務を履行するには、実演及びレコードの保護期間の延長が必要となる。

そこで、内閣官房は、TPP 協定の実施にあたり、実演及びレコードの保護期間につき、次のような法改正を提案している（内閣官房「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」（2016 年 3 月））。なお、本改正案の施行期日は、TPP 協定が日本について効力を生ずる日とされている。

現行法	改正案
<p>第 101 条 (実演, レコード, 放送又は有線放送の保護期間)</p> <p>2 著作隣接権の存続期間は, 次に掲げる時をもつて満了する。</p> <p>一 実演に関しては, その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年 を経過した時</p> <p>二 レコードに関しては, その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年 (その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して 50 年 を経過する時までの間に発行されなかつたときは, その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して 50 年) を経過した時</p>	<p>第 101 条 (実演, レコード, 放送又は有線放送の保護期間)</p> <p>2 著作隣接権の存続期間は, 次に掲げる時をもつて満了する。</p> <p>一 実演に関しては, その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して 70 年 を経過した時</p> <p>二 レコードに関しては, その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 70 年 (その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して 70 年 を経過する時までの間に発行されなかつたときは, その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して 70 年) を経過した時</p>

◇参考文献

本章では, 著作隣接権制度の仕組みについて歌謡曲を例に説明したが, 音楽著作権ビジネスの法的構造や業界の慣行についてより詳しくは, 以下の文献を参照。

安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス 基礎編・実践編 (4th Edition)』(リットーミュージック, 2011)

佐藤雅人『音楽ビジネス著作権入門』(ダイヤモンド社, 2008)

2 実演家の権利

(173 頁)

◇視聴覚的実演の保護におけるワンチャンス主義と北京条約との整合性

2012 年 6 月に, 視聴覚的実演に関する北京条約が採択された (ただし, 現在のところ未発効)。

従来, 映画俳優の演技・台詞といった視聴覚的実演については, アーティストの歌唱・演奏といった音の実演に比べて, 実演家の保護に関する国際条約の形成が遅れていた。ハリウッドを抱える米国が, 国内の映画会社ないし映画製作者の意向を受けて, 映画俳優に視聴覚実演家としての権利を認めることに反対してきたことが, その理由とされている。もっとも近年, 米国映画俳優組合の働きかけ等により米国政府の姿勢が柔軟化し, 本条約の採択にこぎ着けるに至った。

本条約は、視聴覚的実演に関し、人格権並びに複製権及び譲渡権等の財産的権利を実演家に付与するとともに、これらの権利の行使に関する法的な保護及び救済等について定めるものであるが、日本の著作権法との関係では、第 12 条の規定が問題とされている。

第 12 条 権利の移転

(1) 締約国は、自国の国内法令において、実演家がその実演を視聴覚的固定物に固定することに同意した場合には、当該国内法令の定めるところにより実演家と当該視聴覚的固定物の製作者との間で締結される契約に別段の定めがない限り、第 7 条から前条までに規定する排他的な許諾の権利について、当該製作者が有し、若しくは行使すること又は当該製作者に移転することを定めることができる。

本書 176～177 頁・179 頁・182～184 頁で述べたとおり、日本の著作権法は、映画俳優の視聴覚的実演の保護に関し、ワンチャンス主義を採用している。すなわち、映画俳優がいったん映画への出演（視聴覚的実演の録音・録画）を承諾した場合には、その後、当該映画がどのような形で利用されるとしても、そうした利用行為に対しては当該映画俳優の著作隣接権（録音権・録画権、譲渡権、送信可能化権、放送権・有線放送権）が一切適用されない仕組みになっている（91 条 2 項、95 条の 2 第 2 項 2 号、92 条の 2 第 2 項 2 号、92 条第 2 項 2 号）。これは見方を変えれば、日本の著作権法が、映画俳優の許諾を得て製作された映画（視聴覚的実演の録音・録画物）に関しては、そもそも映画俳優に実演家の権利を認めていないものと捉えることもできるように思われる。

これに対し、上記の北京条約 12 条 1 項は、映画俳優の許諾を得て製作された映画に関しても、当該映画俳優に実演家の権利が認められることは前提とした上で、それらの権利の映画製作者への移転等について各国の裁量で定めることができる旨、規定しているように読める。

そのため、日本の著作権法が採用する視聴覚的実演の保護におけるワンチャンス主義の仕組み（91 条 2 項、95 条の 2 第 2 項 2 号、92 条の 2 第 2 項 2 号、92 条第 2 項 2 号の規律）は、北京条約 12 条と整合性がとれていない面があるようにも見える。この点、日本政府としては、日本の著作権法と北京条約との整合性に問題はないと考えているようであるが、こと北京条約 12 条との関係においては、その論拠を明確にしていくことが今後重要な課題となってくるように思われる。

◇参考文献

実演家の権利保護の沿革や諸外国における実演家の法的保護の状況につき、以下の文献を参照。

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター(CPRA)編『実演家概論：権利の発展と未来への道』（勁草書房、2013 年）

実演家の権利をめぐる各種の論点につき，以下の文献を参照。

小倉秀夫＝金井重彦編『著作権法コンメンタール』（レクシスネクシス・ジャパン，2013）

1170～1266 頁 [桑野雄一郎執筆]

半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール 3 [第 2 版]』（勁草書房，2015）41～

163 頁 [増山周，鎌田真理雄，山田徹，野村吉太郎，橋高郁文執筆]

福井健策＝二関辰郎『ライブイベント・ビジネスの著作権』（著作権情報センター，2015）

北京条約との関係につき，以下の文献を参照。

唐津真美「視聴覚的実演をめぐる著作権法の現在地点—北京条約を読み解きながら今後の課題を検討する—」コピライト 637 号（2014）2～22 頁

3 レコード製作者の権利

(187 頁)

◇参考文献

レコード製作者の権利をめぐる各種の論点につき，以下の文献を参照。

安藤和宏「著作隣接権制度におけるレコード保護の研究」早稲田大学博士論文 (<http://hdl.handle.net/2065/37793>)

小倉秀夫＝金井重彦編『著作権法コンメンタール』（レクシスネクシス・ジャパン，2013）

1267～1306 頁 [伊藤ゆみ子執筆]

半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール 3 [第 2 版]』（勁草書房，2015）164～

202 頁 [伊藤真，早川篤志執筆]

4 放送事業者の権利

(190 頁)

◇参考文献

放送事業者の権利をめぐる論点につき，以下の文献を参照。

小倉秀夫＝金井重彦編『著作権法コンメンタール』（レクシスネクシス・ジャパン，2013）

1307～1331 頁 [小畑明彦執筆]

半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール 3 [第 2 版]』（勁草書房，2015）203～

249 頁 [上原伸一，松村泰行執筆]

5 有線放送事業者の権利

(192 頁)

◇参考文献

有線放送事業者の権利をめぐる論点につき，以下の文献を参照。

小倉秀夫＝金井重彦編『著作権法コンメンタール』（レクシスネクシス・ジャパン，2013）
1332～1341 頁 [小畑明彦執筆]

半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール3 [第2版]』（勁草書房，2015）250～
279 頁 [村尾治亮，吉羽真一郎執筆]